

平成25年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年6月25日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第82号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第83号	財産の無償貸付けについて(旧飛騨市立鷹狩保育園)
第4	議案第84号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
第5	議案第85号	財産の無償譲渡について(旧飛騨市神岡町保健センター)
第6	議案第86号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第7	議案第87号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案第88号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅰ地区)
第9	議案第89号	字区域の変更について(神岡町山田Ⅲ地区)
第10	議案第90号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅲ地区)
第11	議案第91号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第92号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案第93号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案第94号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第15	請願第1号	TPPへの参加に反対する請願
第16	請願第2号	原発再稼働を止め、「即時原発ゼロ」に踏み出すことを求める請願
第17	議案第95号	財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)
第18	議案第96号	循環型社会形成推進交付金事業南吉城クリーンセンター解体工事の請負契約の締結について
第19	議案第97号	財産の取得について(ロータリ除雪車)
第20	意見第1号	原子力発電所稼働に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第82号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第83号	財産の無償貸付けについて(旧飛騨市立鷹狩保育園)
日程第4	議案第84号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第85号	財産の無償譲渡について(旧飛騨市神岡町保健センター)
日程第6	議案第86号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第87号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第88号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅰ地区)
日程第9	議案第89号	字区域の変更について(神岡町山田Ⅲ地区)
日程第10	議案第90号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅲ地区)
日程第11	議案第91号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第92号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第13	議案第93号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第14	議案第94号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第15	請願第1号	TPPへの参加に反対する請願
日程第16	請願第2号	原発再稼働を止め、「即時原発ゼロ」に踏み出すことを求める請願
日程第17	議案第95号	財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)
日程第18	議案第96号	循環型社会形成推進交付金事業南吉城クリーンセンター解体工事の請負契約の締結について
日程第19	議案第97号	財産の取得について(ロータリ除雪車)
日程第20	意見第1号	原子力発電所稼働に関する意見書

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	口	幸	男
9番	森	木	寛	徳
10番	高	谷	博	文
11番	谷	下	寛	一
12番	天	田	寛	子
13番	葛	山	恵	美
14番	山	池		
15番	池	籠		
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川	幸	一
教育長	福	本	幸	博
代表監査委員	谷	田	富	之
会計管理者	小	口	孝	文
総務部長	水	倉	雅	廣
財政課長	石	上	腰	豊
教育委員会事務局長	柏	木	雅	行
企画商工観光部長	岩	塚	泰	男子
環境水道部長	谷	澤	敦	昌
市民福祉部長	藤	井	義	彦
農林部長	川	瀬	智	光
基盤整備部長	沢	之	向	秋
消防長	川	上	清	
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

(開議 午後 3 時 0 0 分)

◆開議

◎議長 (内海良郎)

ただ今から、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 16 番、池田寛一君、17 番、籠山恵美子君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 82 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第 6 議案第 86 号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

◎議長 (内海良郎)

日程第 2、議案第 82 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第 6、議案第 86 号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についての以上 5 案件を、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。議案第 82 号から議案第 86 号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (内海良郎)

総務常任委員長、谷口充希子君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[総務常任委員長 谷口充希子 登壇]

□総務常任委員長 (谷口充希子)

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 82 号から議案第 86 号までの 5 案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る 6 月 20 日、午前 10 時より委員会室で審査を行いました。

議案第 82 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地方税法の改正に伴う改正であります。改正の主な内容としましては、市民税関係では、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し、公益法人等に係る市民税の課税の特例、住宅借入金特別税額控除の改正、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例。資産税関係では、備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例、独立行政法人森林総合研究所の固定資産税の特例の廃止。延滞金関係では、延滞金の割合等の見直しを行うものであります。

質疑では、条例改正に伴い市への影響額、また、住宅控除の対象者について質問があり、影響額は延滞金では平成24年度約106万4,000円であったものが、約70万円となり、その差が影響額となる。また、住宅控除の対象者数は313人であるとの答弁がありました。

特例基準割合については、金融機関の貸出約定平均金利によるということでの質問があり、この金利は国が決定するものであること等が説明されました。また、延滞金については滞納があれば発生するもので、市民に対しての周知とともに、滞納のないよう求める質疑、意見がありました。また、他の税金に影響するののかとの質問があり、今回の改正は、国税、県税をはじめ、上下水道料金の滞納についても影響してくるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第83号、財産の無償貸付けについて、旧飛騨市立鷹狩保育園について申し上げます。本案は、古川町黒内地内にあります旧鷹狩保育園について、地域産業の育成ならびに地域経済の発展を目的として、飛騨とらふぐ研究会に3年間無償貸付けを行うものであります。

質疑では、貸付期間が3年ということであり、その後についての質問がありました。3年間は無償とし、その間に事業として体力をつけていただき、4年後以降は、規定どおり借地料をいただきたいとの答弁がありました。また、3年以内に団体にトラブル等があつて、継続できないような場合、市はどのように対応するのかという質問があり、契約書により現状復旧して返却してもらうとの答弁がありました。また、雇用および資金計画についての質問があり、雇用については平成26年度にパート1名、3年後にパート2名、将来的にはパート4名を計画されており、資金は自己資金を当てられるとの答弁でありました。

自由討議では、市はやる気のある人を応援し飛騨市の特産にしていきたい、また、商工会も全面的にバックアップしているとの発言があり、任意団体をはじめ、どんな団体にも無償貸付ができるよう、透明性のあるマニュアルの整備が必要であるとの発言がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第84号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、デイサービスセンターとの複合施設である河合町保健センターおよび宮川町保健センターについて、指定管理者による管理が行えるよう規定を設けるもの。また、条例の改正に伴い、関係条番号を改正するものであります。

質疑は、福祉施設を民間の管理に移してしまうということに対する質問があり、現在の河合、宮川の福祉センターは、健診や他の保健業務の一部を行っており、市職員は

常駐していないため、吉城福祉会のデイサービスセンターとしての利用がほとんどであり、防火管理等のためにも指定管理者に管理していただくようにしたいという答弁がありました。そのほか、管理費の負担方法、保健センターとデイサービスセンターの設置条例などについての質疑がありました。

自由討議の後、討論では反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第85号、財産の無償譲渡について、旧飛騨市神岡町保健センターについて申し上げます。本案は、神岡町保健センターが神岡町ふれあいセンターに移転したことに伴い、複合施設として利用してきた3階部分が未利用となったため、1、2階で特別養護老人ホームを運営し、第5期介護保険事業計画において増床を計画している、社会福祉法人^{しんとうかい}神東会に無償譲渡するものです。

質疑では、施行日についての質疑があり、無償譲渡であるため議決日以降に行うという答弁がありました。また、第5期介護計画の20床との関係について質問があり、回答では、今回の関係は第4期介護計画による8床増床に関するものであり、20床増床とは関係ないとのことでございます。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第86号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、消防法施行例の改正に伴う改正で、当該条例関係条項の改正および錯誤修正を行うものです。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

最初に、議案第82号および議案第83号について自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。以上で、自由討議を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行い

ます。議案第82号および議案第83号の2案件は、これより一括採決をしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

異議なしと認め、これから2案件について一括採決をいたします。議案第82号、飛
騨市税条例の一部を改正する条例について、および議案第83号、財産の無償貸付けに
ついて、旧飛騨市立鷹狩保育園の2案件は、委員長の報告は可決であります。本案は、
委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、議案第82号、飛騨市税条例の一部を改正する条例
について、および議案第83号、財産の無償貸付けについて、旧飛騨市立鷹狩保育園の
2案件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について、自由
討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

なしと認めます。以上で、自由討議を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がありますので、順次許可いたします。最初
に反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

[17番 籠山恵美子 登壇]

○17番(籠山恵美子)

議案第84号に反対をして、理由を述べたいと思います。

この条例の一部改正は、先ほど委員長の報告にあったとおり、保健センター条例の保
健センターを指定管理施設として設けることができると、そういう規定の改正でありま
した。執行部の説明では、河合と宮川の保健センターの指定管理ができるようにする
という説明でありました。

しかし、条例の改正をするということは、つまり、今やるかやらないかに関わりなく、
飛騨市の保健センターを指定管理にできる、そういう民営化することができる、その道
を開いたということには間違いありません。私が一番気になるのは、執行部の説明にあ
りましたけれども、今は吉城福祉会がデイサービスをやっていると。飛騨市としては健
康診断、それから介護予防の教室だけであると。ですから、管理はデイサービスをや
っている吉城福祉会に任せたいということでありましたけれども、私は、これは本来こ
ういう説明は大変恥ずべきことだと思います。保健センターというものは歴史的なもので
ありまして、こういう小さな町村、そういう所にも保健センターという拠点を置くこと
によって、そこに住む住民の保健、それから衛生、それをしっかりと守ってきた歴史が

あるわけです。そういうものの法律によって、全国津々浦々、小さな所にも保健センターができました。本来でしたら、河合、宮川など合併によってどんどん寂れていくことを危惧している、その地域の住民の高齢者の方々に対して、しっかりと保健センターを拠点として充実させる保健業務をやる、このことが大変大事だと思いますし、それに責任を持つのは、やはり飛騨市であります。吉城福社会に、そういうものを丸投げできるというものではありません。

私は、逆にこの保健センターをもっともっと充実させて、長くそこに高齢者の方々が安心して住み続けられるように、飛騨市が公的責任を持つべきだと思っていますので、この条例には反対をいたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に、賛成討論を行います。2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

議案第84号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

古川町、河合町、宮川町にありますデイサービスセンターは、いずれも合併前の古川町、河合村、宮川村が建設し、その当時から3町村の社会福祉協議会に管理を委託しておりました。その時から、保健センターとの複合施設であります。

町村合併によりまして、各社会福祉協議会は、飛騨市社会福祉協議会と社会福祉法人吉城福社会に別れ、吉城福社会がデイサービス事業を実施し、今日まで来ておるところでございます。

複合施設は、それぞれデイサービスセンター条例と保健センター条例の、この2つの条例により管理運営をされているところであります。デイサービスセンターは、指定管理者による管理ができることになっていますが、保健センターについては、市が管理することになっており、今回、指定管理者による管理が可能な規定を設けるものでございます。

河合町にある保健センターとデイサービスセンターの複合施設、および宮川町にあります保健センターとデイサービスセンターの複合施設に平日常駐するのは、それぞれのデイサービスセンターであり、デイサービス事業者として事業実施されている吉城福社会が行っており、市の職員は常駐をしていないわけであります。市の職員は、保健事業や介護予防事業等の実施日のみ滞在をしている状況でございます。

この2つの複合施設は、消防法などによる各種管理等が義務付けられており、そうした施設の管理は常駐し、使用する団体によることが望ましく、こうした理由からデイサービスセンターを指定管理しているのに併せて、2つの保健センターも指定管理者による管理をするための条例の一部改正をするわけであります。

このような現状であるわけでございますけれども、ただいま籠山議員から民営化につながる指定管理反対と、そのような反対討論がございましたけれども、これにつきましては大いに疑問を感じるところであります。

複合施設である河合町、宮川町の保健センターと、デイサービスセンターの建物の管理を指定管理者が行うことに、私は何ら問題がなく、繰り返しますが、建物の適性管理をする上においては、望ましい姿であることを申し上げたいと思います。

また、保健事業につきましては、保健センターを使わない訪問事業等も存在する中で、これまでと同様に市が行うものであり、市民の健康寿命延伸などのためにも今後力を入れるということでございます。健康寿命延伸等のためには、高齢者に対する介護予防事業も同様であり、今後さらに力を入れるとのことでございます。

2つのデイサービスセンターは、人口密集地ではない場所に位置しており、住民の安心感のためにも存続することが大切であり、そのためにも適切な管理が求められるわけでございます。以上、述べましたように、条例改正には賛成をいたします。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で討論を終結し、採決を行います。議案第84号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例については、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することの賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数です。よって、議案第84号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号および議案第86号について自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。以上で自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。議案第85号および議案第86号の2案件は、これより一括採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認め、これら2案件について一括採決いたします。議案第85号および議案第86号の2案件は、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第85号、財産の無償譲渡について、旧飛騨市神岡町保健センターおよび議案第86号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についての2案件は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第87号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
から

日程第10 議案第90号 字区域の変更について（神岡町吉田Ⅲ地区）

◎議長（内海良郎）

日程第7、議案第87号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第90号、字区域の変更について、神岡町吉田Ⅲ地区までの以上4案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

議案第87号から議案第90号までの以上4案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第87号から議案第90号までの4案件につきまして、審査の概要ならびに結果についてご報告いたします。

去る6月20日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

議案第87号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市観光施設における使用料の改定に伴う改正で、ぬく森の湯すば一ふる、ゆうわ〜くはうす、およびMプラザの3施設について、使用料を中学生以上の大人600円、小学生以下の子供400円に統一するものです。

なお、この使用料を上限とした範囲内において、受託指定管理者が裁量によって使用料を設定できることとなっています。

質疑では、神岡にある割石温泉の料金体系とのバランスについての質問がありました。割石温泉は12歳以上が400円、65歳以上が230円、6歳から12歳が160円、6歳未満が100円となっているとの答弁がありました。また、3施設を統合する意図についての質問があり、現状としては変わらないが、表記がバラバラだったため、統一するとの答弁がありました。

また、指定管理料の算定に当たっての料金の取り扱いについての質問があり、指定管理料は前年の収支を見て算定しており、料金は指定管理者が入館者のレストラン等の利用状況から決定しているとの答弁がありました。

また、入湯税についての質問があり、すば一ふる、Mプラザ、おんり〜湯の3施設は入湯税を取っているが、入湯税分を指定管理者にバックしているとの答弁がありました。また、割石温泉は福祉施設ということで入湯税は取っていないが、これら3施設も福祉

施設の様相になってきているのではないかとの質問があり、答弁では、このことは大きな課題と捉えており、今後総合的に判断していきたいとのことでありました。付添い人の料金についても質問があり、指定管理者が判断しているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第88号、字区域の変更について、古川町黒内Ⅰ地区、同じく議案第89号、神岡町山田Ⅲ地区、同じく議案第90号、神岡町吉田Ⅲ地区の3議案について申し上げます。本案は、地籍調査事業の実施により、字区域を変更するものであります。

質疑、自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。以上で自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告はありませんので、これで討論を終結いたします。

議案第87号から議案第90号までの4案件は、これより一括採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認め、これら4案件について一括採決をいたします。議案第87号から議案第90号までの4案件について、委員長の報告は可決であります。これら4案件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第90号までの4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第91号 平成25年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
から

日程第14 議案第94号 平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（内海良郎）

日程第11、議案第91号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号から、
日程第14、議案第94号、平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第1号ま
での以上4案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

4案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の
審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の
経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会であ
りましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。以上で自由討議を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告はありませんので、これで討論を終結し、採決
を行います。議案第91号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号から、
議案第94号、飛騨市水道事業会計補正予算、補正第1号までの4案件につきましては、
委員長報告は可決であります。これら4議案は、委員長の報告のとおり決することに、
ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第91号、飛騨市一般会計補正予算、補正第1
号から、議案第94号、飛騨市水道事業会計補正予算、補正第1号までの4議案につ
きましては、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第15 請願第1号 TPPへの参加に反対する請願

◎議長（内海良郎）

日程第15、請願第1号、TPPへの参加に反対する請願を議題といたします。請願
第1号につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員
長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

それでは、産業常任委員会に付託されました請願第1号につきまして、審査の概要ならびに結果についてご報告いたします。

去る6月20日、午後1時より開かれました産業常任委員会の中で審査を行いました。審議では意見として、TPP問題は政府が交渉を始めているところであり、守るべきところは守るとしていることから、交渉を見守ることでよいのではないか。また、平成23年3月25日に当議会として意見書を提出しており、その意見書の中で、慎重な対応を求めることとしていることから、特にここで意見書を改めて提出する必要はないとの意見がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、請願第1号に対する賛成者はなく、全会一致で不採択とすべきものとして報告することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました請願第1号の審査の概要、審査結果についてご報告を終わります。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

私はこの委員ではありませんので、それぞれ審査された内容をもう少し詳しくお聞きしたいと思いますけれども、今、政府が交渉中なので、政府は守るべきは守っているから見守るべきではないか、というような報告が今ありましたけれども、今の時点での交渉して、どういう時点にあるかということ。日々の新聞やらテレビやら様々な情報を入手していれば、かなりいろいろ日本の守るべきものを守れない、かなり不利になっている状況というのは、アメリカが何を言っているかも含めてよく分かると思うのですけれども、その辺りの現状の問題点などを議論されたということはないのですか。委員会で。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

●産業常任委員長（高原邦子）

そういった中身についての議論はありませんでした。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

以上で質疑を終結いたします。自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。

これより討論を行います。原案に対する反対討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決をいたします。請願第1号について、委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。請願第1号は、請願のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立少数です。よって、請願第1号は否決されました。

◆日程第16 請願第2号 原発再稼働を止め、「即時原発ゼロ」に踏み出すことを求める
請願

◎議長（内海良郎）

日程第16、請願第2号、原発再稼働を止め、「即時原発ゼロ」に踏み出すことを求める請願を議題といたします。請願第2号につきましては、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

それでは、総務常任委員会に付託されました請願第2号につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る6月20日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

審議では、事務局より説明の後、紹介議員である籠山議員より説明を受けました。

意見では、国民の半分以上が原発ゼロを願っているとの意見。また、日本はヨーロッパ等と違い国内だけで供給しており、現在は古い火力発電所を稼働している状態であり、化石燃料の大量消費により化石燃料費が高騰していることは、後進国にとっては困っていることになっています。原発ゼロは目標ではありますが、即ゼロではなく、国は自然エネルギーなどのエネルギー転換を進めるべきである。また、化石燃料は有限の資源であり、今後電気需要も検討した上で国の責任でエネルギー転換を図っていくべきである等の意見が出されました。

自由討議では、脱原発は理想であるが、現状では再生可能エネルギー等の代替エネルギーなどの新エネルギー政策を定めるべき。また、ものづくり日本からは、即原発ゼロは無理ではないかとの発言がありました。また、議会としての意見をしっかり出していくべきとの発言もありました。

討論はなく、採決の結果、賛成少数で請願第2号は不採択とすべきものとして報告することに決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました、請願第2号の審査の概要ならびに結果報

告を終わります。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。これより自由討議を終結いたします。

これより討論を行います。まず、反対討論から行います。10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

私は、請願2号、原発再稼働を止め、「即時原発ゼロ」に踏み出すことを求める請願について、反対の立場で討論を行います。

我が国の産業は、電気によるところが大きく消費電力の約75%を占めています。そして、国民の大多数は電気と関わる仕事についています。

電気が不足することになれば、我が国の産業を停滞させることになり、ひいては大勢の失業者を生むことにもなるため、電気の安定供給は重要な課題であります。家庭においても安心安全に暮らせることを考えれば、同様に電気の安定供給は不可欠であります。いずれにいたしましても、あらゆる場において電気は欠くことができません。

また、我が国の発電割合を見れば、私が調査した資料では、東日本大震災以前では火力発電62%、原子力発電31%、水力発電7%でした。これが2013年3月現在では、火力発電91%、原子力発電3%、水力発電6%という状況であります。東日本大震災以前と以降で大きく変化したのは、原子力発電が激減し、火力発電が伸びたということです。

火力は、化石燃料が主であり、無限ではなく有限資源です。今後、新興国での電力需要増加が考えられ、石油と同じように争奪戦が予想できるため、燃料の安定供給には不安を感じます。

我が国の電気の安定供給のためには、多様なエネルギー資源を活用した発電技術の開発は欠くことができませんが、その技術はまだ確立されていません。

我が国がこのような状況にあるとき、即時原発ゼロに踏み出すことはリスクが大変大きく、よって、請願第2号を採択することには反対をいたします。

〔10番 森下真次 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に、賛成討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、原発再稼働を止め、「即時原発ゼロ」に踏み出すことを求める請願、この請願の紹介議員でもあり、賛成して、その意見を述べたいと思います。

そもそも請願というものは、皆さん御存じだと思いますけれども、その内容そのものを「さて、議会で国にあげようか、どこにあげようか」という、そういう質の問題ではありません。請願というのは、あくまでも主権者である市民の方々が「こういうことをやってほしい」、「こういうことを願う」、「ぜひ議会として、それを国にあげてほしい」こういう願いをあげるものであります。そういう意味で、この出されています請願は、まさに今、原発に依存しない社会を望んでいる多くの方々の、その飛驒の声として、願いを請願としてあげられたものです。

皆さん、この内容を本当に熟知していただけたのかなと思いますけれども、今、決定されました新安全基準、新規制ですね。これは本当にこの請願に書いてありますように、地震対策も、この飛驒地方も下に活断層がたくさんあります。その地震対策。原発の真下に活断層が走っていても、断層が地表に現れていなければ設置を認める。こういう後退した内容になっています。

また、この決定された新基準では、今まで日本の原発は運転期間は原則40年でありました。私の地元の福島県いわき市、去年私はその仮設住宅をずっと歩いてお話を伺いました。その中で、双葉町のハウレンソウ農家の、その仮設住宅の自治会長さんをやっておられる方に状況をいろいろ聞きました。その農家の方は、涙ながらに言うておられました。「わたちは、40年、原発は40年だから、何とか40年我慢すれば、そうすれば交付金が入って貧しい双葉町も救われる。40年我慢すればいいんだとやってきたけれども、今になって政府は、それから電力会社は、車だって車検を受ければ走れるんだ、原発だって同じだと言いつつ放った」と。「本当に、こういう状況を私たちは絶対に許せない」と、涙ながらにおっしゃっておりました。このことが、まさにこの新しい新基準で現実のものになってしまったのです。この新基準では、1回の認可で最長20年、つまり60年まで延長を認める。そういう制度が導入されてしまいました。

このように、安全な原発はあり得ないにもかかわらず、原発マネーに負けてしまうのでしょうか。この規制委員会の新基準でさえも、今よりも後退した内容になっている。だからこそ、即時原発ゼロということをお願いしなければ、その40年、40年というのは、原発が設置した年号が違いますから、この原発が60年延長になった、みんなダブって延長延長になったら、いつになっても原発は廃止できないのですよ。そういう仕組みになってしまっているのです。ですから、即時原発を訴え、それを国民の声にして、この原発に歯止めをかける。そういう国民の声を聴いて、国が、政府が、で

は原発をなくすためには、どういう方法があるんだということを必死に考え、代替の自然エネルギーにもっと力を入れる、原発マネーに頼らない、そういう政策に変えてこそ、日本が安心できる原発に頼らない日本になるということでもあります。ですから、そういう意味でこの市民の方々の請願は、本当に的を射たまっとうなものだと思います。この委員会の審査中に私言いましたけれども、一から十まで一字一句が賛成できなければ、これを採択できるというものではないと。趣旨を採択して、そしてそれぞれ主義主張が違うのですから、政党も違うのですから、そういう議員同士でいろいろと議論をしてみんなが一致できるもの。原発をなくすための方向に向けた一致できるものに作ればいいのだからと、私は意見を言いました。ですけれども、それにする意見もなく、委員会でも否決されました。どうやらこの後、別の意見書が用意されているようですけれども、私は、本当に請願というものは主権者の声、その人たちの願いを議会で尊重して、最大やれることをやる。そのことが議会の務めだと思っておりますので、先のTPPなどは反対討論もなく否決してしまう。大変失礼なことだと思いますけれども、この請願についても私はぜひ、採択していただきたいと切に願います。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で討論を終結し、採決いたします。請願第2号について、委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。請願第2号は、請願のとおり決することに賛成の皆さんの起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立少数です。よって、請願第2号は否決されました。

◆日程第17 議案第95号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

◎議長（内海良郎）

日程第17、追加議案であります。議案第95号、財産の取得について、水槽付消防ポンプ自動車についてを議題といたします。説明を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

（「議長」と呼ぶ声あり。）

○3番（田中清安）

ちょっと、席を外させていただきます。

◎議長（内海良郎）

3番、田中清安君の退席を認めます。

（3番 田中清安 退席）

□消防長（沢之向光）

議案第95号、次のとおり財産を取得する。1、財産の種類及び数量、水槽付消防ポンプ

ンプ自動車1台。2、取得の目的、車両の更新。3、取得金額、4,599万円。4、取得先、岐阜市鷺山1769番地の275、アンシンク株式会社、代表取締役、林雅浩。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

こういった水槽付消防ポンプというのは、特殊な車両だと思います。こういったのは、どのような方法で入札とかそういったことをして、取得をしているものなののでしょうか。どのような方法でやっているのかそういうことを教えていただきたいし、この取得先のアンシンクというのは、そういった車両とかそういうことを扱っている会社なののでしょうか。その辺をご説明願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

入札につきましては、本飛騨市に登録してあります業者の中から、^{ぎそう}艀装メーカーにおいて入札をしたものでございまして、この艀装メーカーというものは当然、消防車をも扱っておるということでございます。

○16番（池田寛一）

この車両の簡単な性能を、ちょっとご説明願いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

この消防車、基本車種ですが5.5トン級でございます。なお、水槽付でございますので、水を1,500リットル内蔵しております。この1,500リットルという水量は、筒先圧力3キロで、およそ4分程度放水可能なものでございます。

それから、登坂能力につきましては、更新する前の消防車よりも出力がアップしております。それから、建物火災だけではなくて、油火災といったものにも対応できるようになっております。この消防車の更新につきましては、消防本部内におきまして検討委員会を立ち上げ、配備する神岡町の立地条件、積雪寒冷地などといったところから総合的な見地から、最良の性能装備をしたものを備えたものでございます。

○8番（菅沼明彦）

配備することは結構なのですが、神岡に配備するということで町の中、山の中という話でしたが、神岡は至って道が狭くて、この車両が町の中また坂道へ、もし火災が起きたとき対応できるのかと。それが1点と、もう1点、近隣の市、例えば高山、下呂、郡上八幡、その辺でこういう水槽付の消防ポンプを導入しているのか、お知らせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

まず、神岡町市街地にこの消防車が適応しているのかということでございますが、この消防車の車長、車の長さですね、こういったものにつきまして、現有の消防車の一番車長の長い消防車で神岡町市街地を走りまして、この程度の車の長さなら対応できるといったような検討をいたしまして、比較的消防車の車長のコンパクトなものを選定しております。

それから、近隣の消防本部において、こういった水槽付消防ポンプ自動車を配備しているのかということでございますが、どこの消防本部におきましても、こういった水槽付消防ポンプ自動車を配備しているというふうに認識をしております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（森下真次）

水槽付のこのポンプ自動車は、初期消火が目的だろうと思うのですが、これで飛騨市の消防にはこういった水槽付というのは、何台配備されることになるのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

飛騨市内、非常に山間地域が多いということで、水利状況が非常に悪いということは当然考えられますので、飛騨市消防本部3署、古川消防署、神岡消防署、北分署それぞれにおいて、この水槽付消防ポンプ車を1台ずつ配備しております。

○11番（高原邦子）

こういった新しいものに、性能の良いものに更新されていくことは良いことだと思っておりますが、これとはまた違ったことをお伺いしたいのですが、今年はお正月から火災が続きました。神岡ではボヤとかいろんなことが今月ですか、ありました。そのことで今、市の消防はどういったことを重点に市内各地で啓蒙活動をされているのか、その辺をお話してください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

高原議員さんの質問にお答えいたします。平成25年に入りまして早々に連続して2日間、3件の火災が発生いたしました。このことについて、消防本部といたしましては非常に危機感を持ちまして、この火災の発生後すぐに同報無線を使用いたしまして、市民の皆様には防火啓発を行ったところでございます。

また、こういったことにつきましては、随時市内の状況を確認するといったようなことを目的に、定期的に飛騨市内3署で消防水利などの確認のために巡回をしているところでございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第95号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

この議案は、追加議案で今日突然、本日出てきたというものですから、何かちょっと奥歯に物が挟まったような質問がいくつか続いておまして、田中議員は棄権でしょうか、退席されました。何か事前に、私はこの問題について何も今、署長から説明を受けた以外に情報はないのですけれども、何かあるのなら、ここで自由討議ですから皆さんご意見出した方がいいと思うのですけれども。

◎議長（内海良郎）

自由討議を求めておりますので、自由討議の発言のある方は挙手の上、発言ください。

田中議員は、体調不良により退席したい旨の申し出があったので、許可した次第でございます。

自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

（3番 田中清安 着席）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◆日程第18 議案第96号 循環型社会形成推進交付金事業南古城クリーンセンター解体工事の請負契約の締結について

◎議長（内海良郎）

日程第18、追加議案であります。議案第96号、循環型社会形成推進交付金事業南古城クリーンセンター解体工事の請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

〔環境水道部長 岩塚泰男 登壇〕

□環境水道部長（岩塚泰男）

それでは、議案第96号についてご説明申し上げます。

市は、工事の請負契約を次のとおり締結する。1、契約目的、循環型社会形成推進交付金事業南古城クリーンセンター解体工事。2、契約の方法、事前審査型条件付一般競争入札。3、契約金額、1億8,847万5,000円。4、契約の相手方、岐阜市加納本町7丁目35番地1、戸田建設株式会社岐阜営業所、所長、江上康高。5、工事の場所、飛騨市古川町谷地内。6、工事の概要、施設解体工事一式、准連続燃焼式焼却炉1日60トン。30トンの16時間で2炉でございます。

ここで、若干補足説明をさせていただきます。本工事は、ごみ焼却施設の解体でありまして、ダイオキシン類対策特別措置法および要綱に基づき、確実に有害物質を除去し解体するものであります。解体計画の策定に当たっては、環境省監修の廃棄物焼却炉の解体工事の進め方に基づいて進めました。

昨年8月、入札参加資格者名簿の中から経営審査評点および実績を勘案し、該当する16社から見積もりを聴取したところ、4社の提出を受けました。本年度に入り、条件付事前審査型一般競争入札により公告を行ったところ、2社から申し込みがあり、2社とも条件を満たしていたことから入札を行いました。その結果、1社が辞退され、残り1社が予定価格を下回っていたことから落札となったものです。

本工事は、跡地にリサイクル施設建設を次年度に控えた限られた工期の中で、施設内のダイオキシン類等の有害物質の除去を安全かつ適正に実施し、解体しなければなりません。このような特殊な工事については、その施工に対する技術的要件を満たした施工業者を確保することが重要であるため、他自治体の工事においても施工実績を条件にした一般競争入札が多く採用されており、当市においても同様の発注方法といたしました。ちなみに、落札率は91%でございました。以上でございます。

〔環境水道部長 岩塚泰男 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。お諮りします。ただ今議題となっております議案第96号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号については、委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◆日程第19 議案第97号 財産の取得について(ロータリ除雪車)

◎議長(内海良郎)

日程第19、追加議案であります。議案第97号、財産の取得について、ロータリ除雪車についてを議題といたします。説明を求めます。

[基盤整備部長 川瀬智彦 登壇]

□基盤整備部長(川瀬智彦)

議案第97号について、ご説明させていただきます。財産の取得について、次のとおり財産を取得するものでございます。

財産の種類及び数量につきましては、ロータリ除雪車1台でございます。取得の目的につきましては、車両の更新でございます。取得金額は、2,945万2,500円でございます。取得先は、飛騨市古川町高野371番地1、アルプス自動車株式会社、代表取締役、森本俊一でございます。以上、よろしく申し上げます。

[基盤整備部長 川瀬智彦 着席]

◎議長(内海良郎)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（後藤和正）

ロータリ除雪車をこの時期、夏前に購入されるのですが、夏季前でなぜこの時期の購入か。安価なのか、保険の関係か。冬季以外は運転はしないはずですが、年式が半年、もう冬に使うときは何も使わないまま半年たつのですが、どういったことでこの時期なのでしょう。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

ご質問にお答えします。これは、これから入札をかけさせていただいて、業者のほうで段取りを取っていただきまして、現在考えておりますのは、11月29日までに納めていただくという形で考えておりますので、今から手を打たないと冬に間に合わないということがありますので、そのように対応させていただきたいと思っております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

すみません。今の部長の答弁ですけれども、これから入札というふうに聞こえていたのですけれども、それ、違いますよね。この前の岩塚部長が説明したくらいの、どれだけ入札して、落札して、とかという経過は説明していただきたいですね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

大変申し訳ございませんでした。仮契約のほうはさせていただいております。それで、請負率のほうは78.5%で請け負っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第97号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第97号については、委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第20 意見第1号 原子力発電所稼働に関する意見書

◎議長（内海良郎）

日程第20、意見第1号、原子力発電所稼働に関する意見書を議題といたします。説明を求めます。

〔3番 田中清安 登壇〕

○3番（田中清安）

それでは、原子力発電所稼働に関する意見書についてご説明申し上げます。お手元の資料に基づいて朗読させていただきます。

原子力発電所稼働に関する意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。平成25年6月25日、提出者は私、田中清安であります。賛成者は、森下議員、それから池田議員、山下議員に賛成をいただいております。裏面をご覧くださいませ。

原子力発電所稼働に関する意見書。国民にとって電力の安定供給は、最も重要な課題である。奇しくも、東日本大震災は、我が国の電力供給体制の脆弱性を如実に現す結果となった。我が国の電力供給が、そのエネルギー資源を海外に大きく依存している現状にあって、電力の安定供給を図るには、多様なエネルギー資源を活用した発電が不可欠である。

政府は、この7月8日に原子力発電所の稼働にあたっての新しい規制基準を施行することとしている。東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、未だ帰宅困難者を多く抱えるなど大きな災禍を招く結果となった。

原子力発電所稼働の審査にあたっては、今回の事故が想定外では済まされないようしっかり検証するとともに、慎重な対応を強く求める。

また、審査結果の公表に当たっては、その審査の過程も含め国民に明らかにするよう求める。

我が国の発電体制が、化石燃料に大きく依存している現状に鑑み、安全保障の観点からも、国を挙げて多様なエネルギー資源を活用した発電技術の開発を、早急に推進する

こと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月25日。岐阜県飛騨市議会。提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、経済産業大臣、環境大臣、原子力行政担当大臣、内閣官房長官、原子力規制委員会委員長あてでございます。以上です。

〔3番 田中清安 着席〕

◎議長（内海良郎）

ただ今説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。ただ今議題となっております意見第1号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号は、委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

提出者が田中議員ですので、お聞きしたいと思っておりますけれども、まず、見出し、タイトルですね。やはり、どの意見書でも、つまり見出しでその思いを伝えるというんですかね。飛騨市なら飛騨市の議会が何を言いたいかを見出しに、タイトルに表すという意味では、もうちょっと原子力発電所稼働に関する意見書という、これ、見出しではこれをもっと進めよというのか、これに慎重になれというのか、ちょっとよく分かりません。この見出しはひと工夫いると思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。自分の討議で、意見があれば言ってください。意見があればどうぞ。

○3番（田中清安）

原子力発電所稼働に関する意見書というふうにしております。それはなぜかと言いますと、一つには、現在は新聞等では再稼働というふうにしてあります。それは、今ある発電所について稼働を再稼働するときの条件を言っているのです。ですけれども、現在、原子力発電所は、今計画されております。計画されたものが出てきたときの対応のことも当然言わなければなりません。ですから、再稼働とは言っておりません。

それから、エネルギー対策については、先ほど森下委員が言われましたように、私も同感でありますので、当然今の段階では原子力発電所を停止するということは、当然念頭には置いておりません。多様なエネルギー政策というものは、当然考えていかなければなりませんので、現段階では今の基準を厳格に運用していただきたいというのが、我々と

しては適切な国に対する要求だというふうに考えております。

◎議長（内海良郎）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、意見第1号は可決されました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

6月6日に開会いたしました今定例会は、20日間にわたりまして提案をいたしました議案について慎重なるご審議をいただき、適切なるご決定を賜りました。誠にありがとうございました。議員の皆様から承りました数々のご意見、ご提言につきましては、真摯に受け止めさせていただくとともに、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

開会のときにも少しふれたかもしれませんが、今年は合併10周年の年でございまして、これからいろんな事業の中で10周年の冠をかぶせながら実施をしてまいりたいということを思っています。議員の皆様におかれましても、積極的な啓蒙と参加をお願いしたいというふうに思っておるわけでございます。

また、この議会が終わりますと参議院選挙が予定されております。先般の東京都議会選挙にもみられるように、都民の意識の低下、こういったものが懸念されるわけでございます。皆様方におかれましては、棄権防止、このことにつきましては議員の皆様におかれましても、ご尽力をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

また、梅雨が明けますと暑い日が続くわけでございます。今年は暑い日が続くというような予定もされておりますので、ご健康には十二分にご注意をいただきながら、市政発展のために更なるご支援をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりまして私からの御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の発言が終わりました。

ここで、閉会にあたり一言御礼を申し上げます。私にとりましては初の定例会でございましたが、十二分に審議をくださりまして、全てを決定くださいましたことに対しまして御礼を申し上げます。そして、ただ今は原子力発電所稼働に関する意見書が、飛騨市議会として全会一致に決定をしていただきました。このことにつきましても、飛騨市議会としてそれぞれの意見が出され、一つのものとして全会一致で可決されたことは喜ばしいことではないかと思えます。最後に議員各位にお願いを申し上げます。今議会にて議会から要求いたしました政務活動費が、議会の要望どおり予算案が提出され、本日議決されました。そこで、この執行に当たりましては、議員各位が有効に活用されるべきであります。あえてお願いしたいのは、政務活動費が市民から評価されるべく、各議員またはグループ、会派を問わず、政策提言につなげていただければ有り難いというふうに思います。

◆閉会

◎議長（内海良郎）

それでは本日の会議を閉じ、6月6日から20日間にわたりました平成25年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後4時20分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（16番）

池田 寛一

飛騨市議会議員（17番）

籠山 恵美子